

歴史的可能性としての憲法第九条

—未来の死者に規定される冷戦後世界

添田 馨（詩人・批評家）

キーワード：憲法第九条、平和主義、平和と環境、地球温暖化

1. はじめに

日本国憲法が体现する理念を、従来の解釈論議の文脈からいったん解き放ち、「平和」と「環境」というふたつの軸に沿った歴史的可能性において、独自の検証を試みたものが本論考である。特に「第九条」の解釈をめぐるのは、これまでも度重なる議論が闘わされてきたが、いまだ対立しあう論点が未決着のまま並存しているのが実状だ。最もよく知られているのは、戦争の放棄に関する解釈において、憲法条文は一切の「戦争」を放棄したと言っているのか、あるいは「侵略戦争」だけを放棄したと述べているのか、という対立箇所である。これは1946年の憲法制定の過程でなされた文言の追加（芦田修正）に起因すると言われている部分で、九条第二項の追加箇所—「前項の目的を達するため」の「前項」とは、「国際紛争を解決する手段」としての戦争のみを指すのであって、自衛のための戦争は許されるのだ、という根強い解釈の根拠ともなっている。

だが現在、「第九条」のもつ歴史的可能性は、恐らくこうした議論の延長線上には期待されていない。むしろそれが指し示す非戦思想、すなわち侵略戦争はもとより自衛戦争をも含めたすべての戦争政策の放棄という理念こそが、その可能性を開くと考える向きのほうが大勢である。例えばアメリカにて「第九条の会」を立ち上げたチャック・オーバビーが世界にむけて発信しているのも、こうした日本国内の解釈論議を越

えた、非戦条項としての「第九条」がもつその基本理念なのである。

そしてここ数年、私は「第九条」が体现する「平和」の理念を、制定から60余年を経た現在において、さらに一段と大きく転身させようとする胎動のような社会的諸動向をつねに感じてきた。例えばそれは一主権国家の憲法条文という個別性を大きく越え出て“九条”的理念を普遍思想化しようとする動きであったり、またそれを「環境」運動の理念とリンクさせることで、より発展的に論じようとする傾向であったりさまざまである。ことに後者、すなわち「第九条」が体现する「平和」理念と、気候変動による温暖化に代表されるような地球環境の危機を訴える「環境」理念とを、ともに連続的な視点で包括的に捉えようとする思潮の盛り上がりは、ここ数年のあいだの著しい変化のひとつであろう。

そうした顕著な事例のいくつかは、戸田清『環境学と平和学』において幅広く紹介されており、関心のある方にはそちらを参照されることをお勧めしたい。同書中で、戸田氏は「環境学」と「平和学」の関係を次のように述べている。

環境学（environmental studies）と平和学（peace studies）はいずれも学際的な学問であり、相互に密接な関係をもっている。どちらも実践的かつ、二一世紀の人類と地球にとってきわめて重要な学問分野である。（中略）環境破壊は可避的であり、自己実現（人生の潜在的可能性の実現）を妨げるものであるから、構造的暴力である。環境破壊の

被害が社会的弱者と生物的弱者に集中するという差別の構造からみても、構造的暴力である。戦争は最大の環境破壊である⁽¹⁾。

さらにこうした変化の潮流が、人文科学の分野で新しい思想の萌芽を呼び込むまでに至った先行的な事例が、中沢新一『イカの哲学』である。この著作がひとつの典型的なディスクリールを伴って表明している次のような言説を参照されたい。

…ところが私たちは近代になって、自然を相手とする大規模な戦争を開始してしまったのである。戦争では「敵」が自分と同じ実存であることを忘れて、無慈悲になることが兵士には要求される。それと同じように、近代の科学技術と経済は、自然から実存を奪ってきた⁽²⁾。

中沢氏はこのように「戦争」概念から政治政策的な枠を取り払い、その対象を自然という一般性にまで際限なく拡大することで、「エコロジー思想を、このような自然との戦争状態に「停戦」をもたらそうとする運動として理解することができる」と述べている。中沢氏のこうした主張の根拠については後ほどふたたび触れることになるが、「平和」理念がここでは「自然との戦争状態」との「停戦」というかたちで再定義されている姿をまずは確認しておきたい。

もちろん日本国憲法の条文のどこを探しても、こうした「環境」に関する記述は見当たらないのであるが、それぞれの視点はどうかあれ「平和」と「環境」とがさまざまな場所で同列に論じられはじめた現実の裏には、何か分析に値する新たな兆候が伏在していると見て間違いなさだろう。私見を述べれば、これまでまったく別々だったこのふたつの理念が重層しあうまでに接近した裏側には、現実世界における危機の様相が、軍事限定的なものから複数領域における相互浸透的なものへと劇的に変化したという事情があった。無論、この間の東西冷戦構造の

終焉と、世界経済体制のグローバル化への移行が、当然ながらここには色濃く影を落としていると言うべきだろう。事実、地球規模での環境危機が声高に表明されだすのは、核戦争の危機が相対的に低下した1990年代以降においてなのだ。

だがむしろ問題は、それが憲法論を軸にして語られねばならない必然性の在りかたのほうである。なぜなら、憲法論は否応なく政治的範疇に属するテーマ域であり、「環境」理念がまさに憲法論とのからみで提出されているのが最近のたしかな傾向だとすれば、それはやはりエコロジズムの衣装をまとった政治的主義主張の一環と見なさざるを得ない側面が否定できないからだ。

「環境」の理念は、ことに1980年代の終わり頃から90年代にかけて、きわめて政治的な動機付けのもとに旧東西両陣営間の重要テーマとして浮上してきた。国際政治の舞台上で、環境危機を最初に主要テーマとして掲げたのは、意外なことにソ連時代のゴルバチョフ書記長とシュワルナゼ外相の国連における一般演説だった。アメリカとの軍拡競争で増大する軍事費にあえいでいたソ連は、軍事面での緊張緩和（デタント）と平行して、真の危機が地球環境の致命的な破壊にあることを、そのとき全世界に訴えたのである。明らかにこの手法には、共産圏の軍事的脅威から西側諸国の目を何とかそらしているという、外交面での政策的な思惑が正確に反映されていたと見るべきだろう。

また一方で、バブル経済の退潮期にあったわが日本国内において、「環境」の理念は持続的な経済発展のための必要不可欠な基本条件として、企業や自治体などを中心に徐々に認知されつつあった。生産活動から流通そして消費にいたる各場面々々で、市民団体等による自覚的な運動体が草の根的に組織されていったのも、ちょうどこの時期である。自覚的な「環境」理念（エコロジー意識）は、いわば私たちの生活意識をしぼる倫理の根幹部分を、バブル経済破綻

(1) 戸田清『環境学と平和学』新泉社、2003、239～240頁

(2) 中沢新一・波多野一郎『イカの哲学』集英社新書、2008、158頁

後の経済低迷期を通して、あたかもそれを補完するかのよう自己形成してきた側面がある。現在、「リサイクル」という言葉が私たちの社会で単なる合言葉に止まらないオーラを放ち続けているとすれば、それはバブル経済破綻後に空白と化した私たちの生活倫理的な意識領域を、この外来語がみごとに埋め合わせてくれた結果なのである。

ところで憲法「第九条」とは、私たち日本人にとって何であったのか。膨大な数の戦死者を出した世界戦争から復興する過程で、私たちが死者を死者として弔うその生活者としての心情を、ナショナルな国民感情のレベルで代弁したのが、他ならぬ「第九条」だったと私は考えてきた。政権与党による度重なる改憲への動きがあったにもかかわらず、いまだに大多数の日本人が「第九条」の改正には慎重な態度を崩していない。「第九条」は、あの戦争による膨大な数の戦死者の犠牲と引き換えに私たちに与えられた稀有な代償であり、これがあったからこそ戦後日本人の生活意識は崩壊の淵に立つことなく、それぞれの日々の営みを継続することができたのだと言える。憲法「第九条」が戦後のわが国の“歴史的体身”だと私が考える所以は、まさしくここにある。

本論は、わが国の“歴史的体身”である憲法第九条およびそれが主張するところの理念理想が、戦後60余年を経た現在においていかなる意味の変質に晒されつつあるのかを、これら「環境」理念の提出のされ方との関連において具体的に論じたものである。

2. 「戦争」の対義語としての「平和」と「環境」

日本国憲法がその第九条で戦争の放棄を明確に打ち出していることから、それは一般に「平和憲法」とも呼びならされてきたのは周知の事実だが、はたして「戦争」の対義語が「平和」でよいのかという問題は、ここでもう一度検証されるべき事項だと考える。その理由は、ここで「戦争」と「平和」および「環境」というタイプの異なる三つの概念の相互の位置関係が、

いかなる思想的文脈のもとに布置されてきたのかを確認する必要があると思われるからだ。私が見るところでは、「平和」および「環境」という概念はいずれも「戦争」を母胎にして派生してきた双生児のような二面性のある思考形態だと思われる。その証拠にこれら二つの概念は、それ自体の一般理論をいまだ持ったことがなく、それを考えるためには一旦「戦争」というものの一般理論にまで遡らないと定義づけさえ覚束ない側面があるからである。こう言うと、かならず次のような反論が聞こえてくる。私たちはすでに18世紀においてカントの『永久平和のために』を持っただけではないか。あるいはルソーの、あるいはサン・ピエールの永久平和論を持っただけではないか、といった素朴な疑問の声である。

しかし私がいう一般理論とは、現実の経験から導かれる理念の論証的展開のことであり、これらの永久平和論は「平和」をあるべき法的な状態として構想する点において、それはいまだ来たらざる現実を対象にしている観念論としての意味は担っても、「平和」の一般理論とするにはいまだ十分だったとは言えない。永久平和あるいは絶対平和というシチュエーションが歴史上いまだ形成をみていない事実から考えれば、このことは「平和」を論じる際の誰しもが避けては通れないアポリアの所在を指し示して余りある。

一方で、「戦争」はまぎれもない現実の事象として歴史上に君臨してきた。従って「戦争論」は、それを支える経験的な裏づけ、つまりは一般理論を自らのうちにすでに持っていると考えていい。私たちが、現在手にしている「戦争」の一般理論のうち、おそらく誰しもが古典としてその価値を認めるだろうクラウゼヴィッツ『戦争論』から、「戦争」の定義にあたる部分を以下に引用してみる。

我々としては、戦争を構成している究極の要素、即ち二人の間で行われる決闘に着目したい、およそ戦争は拡大された決闘にほかならないからである。ところでかかる無数の決闘の集まりを一体として考えるには、二人の

決闘者の所作を思いみるに如くはない。要するに決闘者は、いずれも物理的な力を行使して我が方の意志を相手に強要しようとするのである、即ち彼が端的に目的とするところは、相手を完全に打倒しておよそ爾後の抵抗をまったく不可能ならしめるにある。

してみると戦争は一種の強行爲であり、その旨とするところは相手に我が方の意志を強要するにある（傍点原文）⁽³⁾。

ここはよく知られた「戦争」の定義の部分だが、クラウゼヴィッツが古典たる理由は、「戦争」というものを抽象的理念によってではなく、終始一貫してそれのもつ現実的諸要素からのみ分析しぬいたその徹底ぶりにこそある。彼は「戦争」というものの政治的目的性を一方で認めながらも、その中身について言及することは決してない。「戦争」をあくまで「戦争」という事象が内在的に具備するところの普遍的なメカニズムに沿って、逆にいえば倫理的な視点というものをいっさい設けずに、「戦争」をただ「戦争」そのものから定義づけている。従ってクラウゼヴィッツにおいては、戦争当事国間の「講和」という概念はあり得ても、両者間の「平和」という概念が問題とされることはついにない、というか問題になりようがない。そこで「戦争」とは政治の延長でありながら、それ自体の特殊な生理を有する、政治とはまったく別の生き物として捉えられているからである。そして大変皮肉なことに、現在我々が構想しうる「平和」という概念は、まさにこの「戦争」というものの定義を待って、はじめてその身の置き場所を与えられているという捻じれた実態があるのだ。

端的に言って、ここで述べられたような「戦争」の理念的な否定が、すなわち「平和」の状態だといえ、さしあたり間違いではないであろう。「戦争」が政治の手段である以上、政治的選択肢のひとつとして、諸国家間においては歴史上非常にしばしば「戦争」政策が採用されてきた。そのような中で「平和」が意味を持つ

のがどういう局面であるのかを考えれば、それは政治の手段である「戦争」がもたらしうる具体的な成果が、おなじくその政治上の目的に比較してあまりに小さいかむしろマイナスに作用することが相互に認識され、「戦争」政策そのものが諸国家間において最終的に放棄されるに至った場合を想定できる。つまり「非＝戦争」の状態が、ここでいう「平和」の主要な意味合いであり、その限りでは「平和」は政治の積極的な活性面というよりも、「戦争」状態の回避から二次的にもたらされる消極的な現実という地位に止まり続けるしかない。「戦争」の一般理論があり得ても「平和」の一般理論が成立しにくい理由は、すべてこの点に起因する。

以上のことからすれば、「戦争」の対義語が「平和」であるとする常識は、きわめて脆弱な基盤しか持ちえていないように思われてくる。「平和」という理念を単なる戦争状態の否定として止めおかず、もっともミクロな単位である生活者個々人の安全かつ安心な生活条件の持続的保証として、これを一步踏み込んで捉えなおすなら、その先で「環境」の理念とそれが必然的に接続しうるだろう道筋は比較的容易に見てとれる。「平和」という国家レベルあるいは政策レベルの表象を、共同体の成員個々の生存のレベルにまで内在化させ、その生存条件を規定する全体的なヴィジョンとして改めてアウトプットを試みれば、それは「環境」保全の表象にほとんど重なり合うからである。近年、「平和」と「環境」が並列的に論じられるようになってきた背景には、両者のこうした理念上の相同性が無意識のうちに作用していたと言える。

3. 「環境」理念のふたつの顔

「環境」の理念は、もともとふたつの異なる顔を持っている。政治的な顔と、それから権力的な顔である。「環境」理念は、言葉そのものから受けるソフトな印象とは裏腹に、きわめて抑圧的なマイナス面をも内蔵させている。それを理解するには、いま少し時代をさかのぼって、

(3) クラウゼヴィッツ『戦争論』篠田英雄訳、岩波文庫・上下巻、1968、上巻29頁

そもそも「環境」的課題が他の地球規模の問題よりもその優先度合いを高くされるに至った経緯を振り返ってみたい。

米本昌平『地球環境問題とは何か』には、この間の国際政治情勢の分析において抜きん出たものがある。「地球温暖化という問題は何に似ているか」といって、それは核軍縮である」と彼は言う。米本氏はターニングポイントが1988年であったと見る。すなわち同年秋の9月27日の国連総会におけるシュルナゼ・ソ連外相（当時）の演説と、やはり国連本会議場における12月7日のゴルバチョフ書記長（当時）の一般演説が、「環境」問題の国際政治間における位相を決定づけるのに大きな役割を果たしたというのである。この年は米ソ間で「中距離核戦力全廃条約（INF条約）」の批准書が交換され、東西間の緊張緩和（デタント）が一步前進をみた年でもあった。こうした前提をふまえて、米本氏は次のように分析する。

歴史が始まってこの方、国際政治は、各国が軍事力を背景に国益を争う場であった。だから国際機関の最大の任務は、軍縮と戦後処理であった。そして戦後構築された冷戦構造とは、国家主権を発動する道具だとしては桁はずれに強力すぎる核兵器を、米ソ両陣営が大規模に備えてしまったことからくる結果としての、恐怖の核兵器バランスによる非戦状態（冷戦）の出現であった。（中略）

ところがソ連側の事情によって、社会主義経済の停滞→ゴルバチョフの登場→経済合理性・自由化への転換→過重な軍事費の削減→新デタントへと、緊張緩和がゆっくりと進められてきていた。そしてここに至ってソ連側から、大規模な軍縮というカードを一方向的に切るとしても、国際政治という空間は、これに見合って緊張緩和が進むほど単純なものではなく、その緊張の空隙を埋める新しい脅威を、国際政治はその生理として必須のものとする、とソ連外交部は確信していたようなのである。八八年のソ連代表の二つの演説は、

これを埋めるものは地球環境問題において他にないという結論を示したものと言ってよい⁽⁴⁾。

無論、ここに至るまでの期間に、世界に「環境」問題が存在していなかったということではない。わが国でも60年代の高度経済成長期における深刻な公害問題があったし、また砂漠化や森林の減少は世界のさまざまな場所でじわじわと進行していたし、ヨーロッパでは酸性雨の問題もあった。フロンガスによるオゾン層の破壊といった問題も、地球温暖化の議論に先行して国際的な協議対象となっていた。しかし88年を境にしてもたらされた事態とは、これらの国内および国際的な「環境」問題とは本質的に次元を異にする何かであった。ここで起こったことをひとくちに言うなら、熱核戦争から環境破壊へと、人類に共通する脅威の方程式が、国際政治の舞台においてみごとに入れ替わったのである。現在の「環境」問題が、その本質において政治的な動機づけに由因しているとする私の主張も、ここにその根拠の一端がある。つまり「環境」問題の政治的な素顔が、ここにはあるのだ。

特に97年の「京都議定書」以後の世界において、「地球温暖化」とその呼び名を変えたこの人類共通の脅威は、新たな終末論的言説を伴いながら、国際間の条約や国内での法制面、あるいはグローバルな経済市場といったさまざまな場面で、合意形成の際の決定的な役割を果たすようになってきている。このことは、ただちに次のような疑念を私にもたらすのである。誰か、この人類共有の最大危機である地球温暖化という事態を、具体的に経験した人間がいるのだろうか。

ひとつの事例をあげよう。2007年にノーベル平和賞を受賞したアル・ゴアの『不都合な真実』は、まさにそうした危機の宣伝パンフレットという感が強烈である。そこに示された科学的と言われる数値データは、読む者を震え上がらせるに十分なくらい絶望的に映る。また、写

(4) 米本昌平『地球環境問題とは何か』岩波新書、1994、56～57頁

真で提示される極地での氷床の減少や赤道付近における海面上昇、干上がる湖、ひび割れた大地、皆伐された森、都市に押し寄せる洪水など、すべての事象は「地球温暖化」との因果関係のもとに配列され、このまま行けばもはや人類に未来はないのだと思わせるのに十分なくらい、衝撃的な内容となっている⁽⁵⁾。科学的に根拠づけられているとされるこれら危機の諸相について、ひとつだけ言えることは、これらが計算上でデータ化された脅威、つまり科学的に意味づけられた恐怖だということだ。ここから分かることは、「地球温暖化」は理論的にのみ存在している危機であり、具体的な経験としてはいまだ人間社会に定着していない、そのような性格の終末的ヴィジョンを構成している事実である。

東西冷戦状況下においては、「核兵器廃絶」がそれじたい万人に受け入れられる類の政治的スローガンだったように、現在、「地球温暖化防止」は誰もが異を唱えることができない万能のスローガンとして効果的に機能している。このことは、ただちに次のような事態を引き起こすのに十分な潜勢力を秘めている。すなわち「環境」理念が新たな「権力源泉」の座を占めていくマイナスの可能性をだ。「権力源泉」とは、「権力者が被権力者に権力をおよぼす場合に、暗黙のうちに参照されている社会的文脈」⁽⁶⁾のことを指す。「環境」理念が権力的な顔を持つという意味合いは、ここにある。今まさに環境法規制の網の目が、わが国でもますます強固に編みあげられようとしているのは、およそこうした権力的作用の先端的な現われにすぎない。

4. 未来の死者からの脅迫

日本国憲法とりわけ「第九条」が表明する“平和主義”の独自の位相は、わが国が総力戦で戦った世界戦争において総敗北した事実と、後に残された膨大な数の戦死者の存在とを媒介

に、なによりもわが国の戦後社会が総体としてそれを受け入れ、また時間をかけて身体化してきたある明確な思想の在りかを指し示している。戦争そのものの放棄をうたうということは、平和の状態を確保するための戦争遂行という、従来の一般的な政治意思の発動形態そのものをみずから禁忌したことを意味し、同時に政府の権力行使において軍事力の発動を数ある選択肢のなかから完全に排除することを意味した。これは、戦争と平和をめぐるトポロジカルな関係性の転換が、過去にない画期的なかたちで行われたことを、はからずも暗示している。

戦後60余年を経た今日においても、基本的にこの構造に変化はない。だがその間、国際政治状況の大きな変転の波をくぐり抜けるなかで、憲法「第九条」の意味論的な変質の契機がまったくなかったとはとても言えない。例えば99年成立の「周辺事態法」⁽⁷⁾が、アメリカの引き起こしたイラク戦争への実質的負担への道をわが国の自衛隊に対して開放したことは、明らかな憲法違反事例であり、戦後のわが国の憲政史上に残る汚点いがいの何物でもない。だが、その背景には東西冷戦体制の終焉と、アメリカによる世界支配の強度の格段たる進展があったのは疑うべくもないのである。憲法「第九条」は、みずからを取り巻くこうした国際情勢の歴史的な変化に対して、いかなる対抗軸を私たちに指し示しているのだろうか。いや、むしろ私たちのほうこそが、「第九条」の発信する思想理念のうちに、いかなる対抗軸を構想できるのかが逆に問われてもいるのである。

アメリカ型資本主義の世界形態であるグローバリゼーションが進行するこの21世紀初頭の現実を踏まえ、アントニオ・ネグリはこれをポスト近代における「帝国」の拡大と捉える視点から、そこで勝ち取られるべきまったく新たな戦争および平和の関係性について言及している。

平和と戦争。ポスト近代的な〈帝国〉の形

(5) アル・ゴア『不都合な真実』枝廣淳子訳、ランダムハウス講談社、2007

(6) 橋爪大三郎『言語派社会学の原理』洋泉社、2000、173頁

(7) 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」平成11年5月28日法律第60号

態においては、平和と戦争の接続は、両者の機能とその「古典的」な関係を転倒することから始めて、二つの項目を絶対的に同時的なものにするようなものにとって代えられなければならない。戦争がもろもろの構成された権力の調整と新しい秩序の構成形態を意味しているときには、平和は、世界の安全にたいしていたるところで仕かけられている無秩序の潜勢力とその脅威を指導しようとする偽りの幻想でしかない。内部も外部ももたないこの世界、そして「諸国民間の交易」が共に生きること（「内的な平和」）の世界的な崩壊を媒介として外的な平和の仮面を投げ捨てるにいたったこの世界においては、平和と戦争が地球上を覆う同じ一枚の布地の表と裏を構成するほど混じりあっているかのようなのだ。平和、またの名はグローバルな戦争…（傍点原文）⁽⁸⁾。

私はネグリのこうした発言内容と、私たちが抱いてきた「第九条」の理念とが、はからずも深いところで互いに共鳴しあっているかのような強い印象を受ける。グローバリゼーションの進展は、いうまでもなく世界化する戦争の現実と同時的に、世界化する平和の幻想を作為的にばらまく結果になるだろう。「同じ一枚の布地の表と裏」とは、およそそうした普遍的現実のまことに的確な比喩表現なのだが、ネグリがここでことさらに主張するのはむしろ、両者すなわち「戦争」と「平和」を一体のものとして、それらを絶対的に分離せよということなのだ。言い換えれば、「平和」を「戦争」から導き出すのではなく、「平和」を「平和」それ自体として根拠づけ、「平和」そのものとしてそれを表象せよ、と言っているのである。

国際政治の厳しい現実のなかで、きわめて非現実的とも映る憲法「第九条」の理念は、しかし、わが国の膨大な数の戦死者という絶対的な“根拠”を有しており、空想的なユートピア思想とは本質的に一線を画しているというのが私のこれまでの主張であった。つまり日本国憲法

「第九条」の平和主義は、過去の戦争の死者たちによって根拠づけられ、また規定されてもきたまったく新しい世界思想だと言うことがここでもできると思うのである。

だとするならば、これに対していままで見てきた「環境」の理念とは、果たしてどのような位置を占めることになるのか。つまり、憲法「第九条」がうたう「平和」の理念と対照させた場合、「環境」の理念はその絶対的な根拠と呼べるものをはたしてどこに確保することができるのかという問題が、いぜん残り続けるのである。

「地球温暖化」が人類未曾有の危機だという意味合いは、数値データの解釈を通して理論的にもたらされたものであり、もしも万が一データやその解釈のほうが間違っていた場合には（人類にとってそのほうが好ましいのは無論のこととしても）、危機そのものが霧消してしまいかねない極めてリスクな側面を併せ持っている。従って経験的な根拠実体の希薄なこれら「環境」理念が、ゆいいつその支持対象を想定できるとすれば、それは未来の時間帯の中にしか獲得しようがない。つまり、人間の生存条件そのものである「環境」破壊が確実にもたらすであろうところの“未来の死者”たちによって、はじめてそれは実体的な根拠に替わりうる、みずからの基底を手にするに至るのではないか。

ネグリにならって冷戦後の世界を、アメリカ型資本主義の世界化による普遍的戦争の時代とここで規定するならば、「環境」という軸は「平和」に代わるもうひとつ別の普遍性を予感させる新たなコンセプトを間違いなく提供するだろう。しかし、それは無条件にということでは決してない。併せて日本国憲法「第九条」の将来像をひとつの歴史的な可能性として考えようとするならば、私たちはいま、“未来の死者”たちの声をどうしても聞かなければならない必要性を感じる。特に、彼等からの無言の脅迫の総量が私たちの現在を先験的に規定してしまっているのだとしたら、それはなおさらのことである。

(8) アントニオ・ネグリ『〈帝国〉とその彼方』ちくま学芸文庫、2007、73頁

5. 歴史的可能性が発生する場所

私はなにか途方もなく逸脱した論理を、ただ弄んでいるのだけなのだろうか。まだ生まれてもない世代の、それも死者たちの声とは、比喩だとしてもいささか常軌を逸した考えなのではないだろうか。だが、本論文の読者が素朴にそう感じるのだとしたら、それは現在の気候変動の枠組みに関する条約の根底に横たわる考え方が、実はその本質部分にこうした超越論的な核（コア）をそれこそ過剰に抱え込んで成り立っているからなのである。

私は、冷戦体制終焉後の今日、わけても「平和」に代わって「環境」が先進諸国間において過大に取り沙汰されるようになったのは、実務的・実地的な理由からというよりも、むしろ倫理的・精神的な理由からする側面のほうがはるかに大きかったのではないかと考える。無論、このことは近代資本主義のグローバル化の現実と、密接不可分に関係している。いわば軍拡による競争の場から、諸国家間の国益追求のフィールドは、旧共産圏諸国をも含めて、地球規模に広がったこの単一の世界市場へと移行した現実がその最大条件を準備した。とりわけ社会主義的なユートピア幻想が、壁の向こうでまがりなりにも存続していた時代の、完全に崩壊し去った後の世界において、まさに万能の神と化したところの“資本”の無際限な拡大を、もはや誰も止める者はいなくなった現実がその背景にはある。

「環境」とりわけ「地球温暖化」の議論は、そのグローバルな性格からして、こうした“資本”のグローバルな肥大化の事態と正確に呼応しあっているように見える。なおかつ、特に「環境」をめぐる政治的あるいは経済的思想の主要な潮流が、EU圏つまりヨーロッパ諸国を中心に湧き起こっている事実、私にかつてマックス・ウェーバーが近代資本主義の駆動原理として掘り起こした“カルヴィニズム”的なものによる、時代を超えた揺戻し現象のように

も映るのである。

「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」の末尾部分を、ウェーバーは次のような印象深い予見をもって結んでいる。

こんにち、営利追求の最高の発達を示しているアメリカ合衆国では、それ（＝禁欲の精神：引用者注）は宗教的＝倫理的意味を剥奪されたので、しばしば純粹に現世的な感情とからみあう傾向をもつようになった。将来この外枠のなかに住むのは何者であるのか。そしてこの驚嘆に値する発展の尽きるところが奈辺であろうと、そこにかつてみなかった新しい予言者たちが果して姿をあらわすのであろうか。それとも古い観念や理想の力強い復興が起るだろうか。それとも—もしそのいずれでもないとなれば、—ある種の尊大さをもって飾られた機械の化石化が起るのだろうか。こうしたことについては、だれも知らないのである⁽⁹⁾。

現在、グローバルな視点からもっとも緊要な課題とされている「地球温暖化」は、まだ誰もそれを危機としては経験していないにもかかわらず、科学的数値データの解析から理論的に導きだされた危機的リアリティだということは先に述べた。ある意味で、「地球温暖化」をめぐる議論は、科学的な知見という枠をはるかに越え出て、むしろ宗教的な予言というものに限りなく近い議論になってはいないだろうか。おそらく、ウェーバーが想像もしなかったようなかたちで、「新しい予言者たち」は、もうすでに間違いなく現れているのである。

「地球温暖化」の問題を語る際、それに真剣に取り組めば取り組むほど、人はあたかも神のような眼を持たざるを得なくなる。そして、この地球という自分たちの生存環境の時間と空間を一気に横断しては、はるかな過去から未来までのこの星の運命に、思いをはせずにはいられなくなる。しかし私たちは、このように限り

(9) マックス・ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」阿部行蔵訳、河出書房新社『世界の大思想』1965、234頁

なく神に近い眼を持つひ弱な予言者にはなれても、結局のところついに神ではないのだから、世界の終末的ヴィジョンを抱くことができたとしても、自分自身を救済する力能までをもそうやすやすと手にできるわけではない。そうだとするならば、次にそのようなひ弱な人間たちはいったい何を考え出すだろうか。

かつてのカルヴィニストならば、あるいは禁欲の精神をもって浪費を抑え込もうとするかもしれない。だが、資本主義の現在的な発展のレベルにおいては、そうした努力にむろん価値は認められるとしても、最終的に大きな社会的浸透力を持つことは結局のところないように思われる。なぜなら社会的浸透力とは、むしろ経済活動のシステムのなかにそれが組み込まれて、はじめて発揮される場所の力能だからだ。

したがって人々は、次に間違いなく危機を担保するための経済的手段というものを必要とするようになる。それは危機の根本的な解決には直接的にはつながらないかもしれないが、とにかく「温暖化」の危機がもたらすであろうところの社会的損失を、もっと別の人間的な価値体系によって埋め合わせるという意味での、何らかの保険のような手段を考え出すに違いない。一例をあげれば、「二酸化炭素の排出権」のような新たな価値形態を国際市場や国内市場で互いに売買しあうといった考え方は、間違いなくそうした発想から生じていると思われる。だが、はたしてそのようなところから私たちの歴史的な可能性といえるものが、本当に開かれていくのだろうか。

私はまだ仮説を提示することしかできないが、歴史的な可能性とはむしろ、私たちがあの“未来の死者たち”をみずからの生存に関わる思想実体として身体化できた時に、はじめて生じてくるもののような気がしてならない。

6. 中沢新一『イカの哲学』の思想

「イカの哲学」とは、波多野一郎⁽¹⁰⁾という人

が書き残した同名のタイトルの本から、中沢氏が再発掘したやや異端的な匂いのする思想系を指している。本論の冒頭ちかくで、私は「平和」に関してなされる議論がそのまま「環境」を語るディスクールに連続していくひとつの事例としてこの本を挙げたが、構想のレベルでこれらふたつのまったく異なる概念が同列化されたことの意義は、私には決して小さいとは思えない。

『イカの哲学』の本来の著者である波多野氏は、早稲田の学生だった時分に学徒兵として応召され、旧陸軍の航空隊に配属後は特別攻撃、つまり戦闘機による自爆攻撃要員として一度は死を覚悟するものの、みずからが出撃する直前に敗戦となり、戦後、ソ連によってシベリアに抑留されたのちは、自らアメリカに渡って哲学を学んだ異色の経歴を持つ。その波多野氏が、アメリカ留学中、カリフォルニア州サンタクルズの漁港で、水揚げされた大量のイカを出荷するアルバイト体験中に、イカそのものと自分とのあいだに実存的な交流のようなものが生じ、その時の体験をもとに物語風書き著した本が原著『烏賊の哲学』⁽¹¹⁾である。

その詳細は本書に譲るとして、ひとつここで特徴的なのは、世界認識の基本的枠組みの部分が、概念ではなく直感によって語られていることだ。イカの群れは広い大洋を悠々と回遊している時に、漁船が仕掛けたイカ獲りの網によって一網打尽にされるわけだが、そんな彼等の運命は、戦争中に国家の意思によって否応もなしに戦時徴兵された自分の運命と何と似ていることか。そのような直感が、この原著『烏賊の哲学』には底流している。そして中沢氏が、この本を改めて現代に再紹介したことの理由とは「現在語られている平和論に決定的に欠けている視点」が、ここにはあるからだと述べている。

本書において中沢氏は、戦争というものの原理をエロティシズムの脈絡で捉えるという離れ業をやっているのだが、そこでの発想の原基はおよそ次のようなものだ。

(10) 1922～1969年没

(11) 波多野一郎『烏賊の哲学』私家版、1965

多くの先住民神話は、狩猟とは動物の世界との間にくり広げられる戦争にほかならないと語っている。これは言い方を替えれば、相手が動物であるのと人間であるのとの違いはあるが、両方ともふつうの状態では分離されている生と死とを、異常に接近させてしまう点では同じだ、と言っている。絶対的な矛盾を抱えている二つの項が異常接近してしまう状況では、もはや合理的な判断や論理的な思考は通用しにくくなる。

まさにそのときである。生命そのものにセットされた、奥深い知性のはたらきが浮上してくるのだ。私たちのなかにある「イカ的なもの」が目覚め、生命と心を結ぶ無意識の回路が大きく開かれて、ふだんは見えにくくなっている、この世のほんとうの姿がまざまざと見えてくるようになる⁽¹²⁾。

私はふたつの点で、中沢氏のこうした観点に注目した。ひとつは、狩猟ということ「動物の世界との間にくり広げられる戦争」と捉える点と、もうひとつは戦争による死という生命現象を通して、敵対するはずの対象世界を「イカ的」な知性、つまり中沢氏がいうところの「流動的知性」によって、みずからと一体の世界内認識のもとに捉えようとする点である。

そもそも「環境」破壊とは人間による自然界との戦争の結果だとするのが、エコロジズム一般に通底する発想には違いないのだが、注意したいのは、それがリアリティをもって語られるようになったのが、やはり冷戦体制の終焉後の20世紀末から21世紀にかけての時期であったという事実である。東西両陣営が過剰な質と量の核兵器で武装し、いわば双方の国民どうしを相互に人質に取りあうことでかろうじて均衡を保っていた欺瞞的な国際政治体制が、いわゆる冷戦体制の赤裸々な真の姿だった。その場合、想定される戦争の相手とは、双方から見てたがいに敵陣営にあたる国々の政権であり、“核の均衡”という危うい傘のしたで世界各国は人類絶

滅という恐怖の方程式のもとに、たがいの国益を模索しあったのである。

少なくともこうした冷戦の時代には、軍縮による「平和」ということが最大の命題として立ち現れることはあっても、いまだ「環境」という理念は二義的な位置づけしか与えられてはいなかった。つまり「平和」を最大テーマとして押しあげてきた東西対立の政治的枠組みの消滅が、戦争というものの根幹のイメージを〈人(国) 対 一人(国)〉から、〈人(国) 対 一人(自然)〉へと編み変えるのに大きな役割を果たしたと言えるのである。エコロジズムが国際政治の前面に登場してくるための初発の動機は、ひとつにはこうした点に存在した。その場合、人質に取られてしまったのは、間違いなく私たちの世界の“未来の死者”たちだったという認識がとりわけ重要と思われる。

ひとことで言えば、未来における“死”によって先行投企されるこうした社会経済体制は、依然として欺瞞に満ちている。「核の脅威」から「炭酸ガスの脅威」へと、単に恐怖すべきものの内容が入れ替わっただけで、世界各国の自国中心主義、すなわち国益追求のためのヘゲモニー争いは、本質的には何も変化していないからである。私には、こうした欺瞞を解消するには、これら想定される“未来の死者”たちを政治的な取引材料の地位から解放し、彼ら本来の根拠づけのもとに置きなおすことで、他ならぬ現在のわれわれ自身が生きのびていくための将来ヴィジョンを、彼等とともに共有できる道筋を切り開くこと以外にないと考える。

その場合、いまだ生まれざる“未来の死者”たちを、自分と同じ類的な本質存在としてみずからの思考のなかに再確保すること、すなわち仮想された集合的身体の一部として、彼等を現生人類との連続性において捉えなおす作業が必須の思想的前提になると考えるのだが、そのような視線の変換を可能にするのは、ひとつには中沢氏が言うような「イカ的」なもの、すなわちいまだその全貌の一端として明らかになってはいないが確実に私たちの脳髓に組み込まれてい

(12) 前掲『イカの哲学』89頁

るはずの「流動的知性」の、強固な働き以外にないと思うのだ。「イカの哲学」における、こうした人間がい存在に対する私たちの関係は、私は“未来の死者”たちと私たちとの関係構築のうえにもそのままスライドさせることが可能だと考えるし、また、そうした前提を設けることなしには、彼等について思想的に言及することも、ましてや実在的な対象として正面から取り上げることも共にできないと考える。こうしたことに配慮できない環境思想（エコロジズム）は、単なる夢物語に終わってしまいかねない危険とつねに裏腹な関係にある事実を、私たちは忘れてはならないのである。

7. むすび

私が本誌前号の論文「歴史的な身体としての憲法第九条」⁽¹³⁾を構想した背景には、わが国の憲法とくにその「第九条」の根拠に、戦争による大量の死者の存在を置くことによって、非現実的な平和主義といったように時の権力者からさえ批判されることが多い「第九条」を、単なる平和志向的な理念に過ぎないものから歴史的な身体性、つまり確固たる根拠を有するものへと再定義しなおす狙いがあった。そして、今回の論文で、私は「第九条」が東西冷戦後のまったく新しい時代の枠組みのなかで、それ自体有効なかなる地位を占め得るのかを、「環境」という理念的切り口を通して探ったつもりである。その結果見えてきたのは、恐怖の中身はすり替えられているものの、依然として国家権力ひいては国際権力集団が地球そのものの生存権を人質に取ったうえで、自らの政治的・経済的優位性を勝ち取ろうとする露骨な意図に満ちた、旧態依然たる国際政治の現実であった。

「地球温暖化」は、いまや環境安全保障上の最も強力なカードとして定着し、二酸化炭素そのものの温室効果にはいまだ多くの疑問が投げかけられている現実があるにもかかわらず、「環境」的危機は全地球規模に広がったメディア・ネットワークのなかを独り歩きしはじめ、

もはや私たちの世界は、この問題について後戻りのきかない地点にまで、間違いなく歩を進めてしまったのである。

議論すべき問題はあまりにも多く多岐にわたっており、現実には実施される諸々の制度や政策は、十分な議論も熟成させないままに結論を先送りしながら、ひたすら諸外国に遅れをとるまいと拙速な自己運動を繰り返しているように見える。私は、ゴールのまったく見えないこうした議論の先送りの事態を、少なくとも自分の思想的探究の内側においてだけは回避するために、いったい自分たちはどのような場所を目指すべきなのか、そのおぼろげな見取り図だけでも示さなければ筆を置くことさえ覚束ない、そんな気持ちになっている。

古来、「平和」とは国家間による戦争が休止した状態を指し示していた。現在、それが国家間戦争から自然との「戦争」にまでその対象領域を拡大して論じられるに至った経緯は、これまで見てきた通りである。その中で、環境破壊（「自然」との戦争）が新たな脅威として浮上してくるに及んで、私たちは非政治的・非権力的な回路から、環境破壊つまり「自然」との戦争の犠牲者たる未来世代の死者たちの存在を、「自然」との平和状態つまり「環境」の保全された状態として掘り起こさねばならないという新たな難題を背負い込むことになった。この場合、「自然」との平和状態はポリティカルなものではなく、あくまでエコロジカルなものでなければならない。そしてそれが現実離れした単なるお題目の理念理想としてではなく、真に人間の実体経験に即した現存性として根拠を獲得するには、わが国の憲法「第九条」がやはりその現実離れした平和主義の根拠を、過去の死者たちによって贈与されたように、未来の死者たちによって付与される必要がどうしても生じたのである。

憲法「第九条」が歴史的な可能性を開きうるとすれば、まさにこの点である。私たちが、自らの心性においてこれらの死者たちと本当につながりを持てた時、「戦争の放棄」がそうだった

(13) 『アジア太平洋レビュー』第4号、2007、34～48頁

ように単なる理想にすぎないと思われていたヴィジョンも、実体化する最初の契機を得ることができたのである。例えば「地球温暖化防止」について言うなら、現段階でそれは口当たりのよい政治標語に過ぎず、国際間の権力構造によって如何ようにも私たちに手枷足枷を嵌めることになりかねない危うい議論であったとしても、私たちが憲法「第九条」に対して持ちえた関係を、再び未来の死者たちへの関係性のうちに投影的に構築していければ、その時こそ、「地球温暖化」という来るべき「戦争」がもたらすであろう死者たちへの未来形の哀悼が、私たちの社会の来るべき“歴史的な身体”としてはじめて定着化されていく端緒ともなりうるのだ。その意味で、憲法「第九条」は過去の死者と未来の死者のちょうど中間にあって、その歴史的可能性を永続へと引き伸ばす機能的役割を果たす重要な舵となるに違いない。

最後にひとつだけ、私が今後の探究の指針とするに足ると信じるマルクスの次のような言葉を引用して終わりたい。『経済学・哲学草稿』における「第三草稿」のある個所で、彼はつぎのように語っている。

…自然の人間の本質は、社会的人間にとってはじめて現存する。なぜなら、ここにはじめて自然は、人間にとって、人間との紐帯として、他の人間にたいする彼の現存として、また彼にたいする他の人間の現存として、同様に人間的現実の生活基盤として、現存するからであり、ここにはじめて自然は人間自身の人間的あり方の基礎として現存するからである。ここにはじめて人間の自然的あり方が、彼の人間的あり方となっており、自然が彼にとって人間となっているのである。それゆえ、社会は、人間と自然との完成された本質統一であり、自然の真の復活であり、人間の貫徹された自然主義であり、また自然の貫徹された人間主義である（傍点原文）⁽¹⁴⁾。

マルクスは、ここでいったい何を言いたいの

か。社会の基盤は自然であり、また自然は社会を構成する人間として人間そのものに関わりを持ち、さらに自然は人間と社会の完成ということにおいて本質的な役割を果たすのだ、という意味のことがここには述べられているのだが、そうだとでも一体どうやったらそれが可能になるのか。

マルクスはそれを、私有財産の止揚という哲学的テーゼをもって実現させようとした。少なくとも私たちは、グローバルな規模に肥大化した資本主義的な搾取行為が、地球上のすべての資源を「私有財産」化することで、この世界から人間の影を限りなく薄めていくことのないように、遅々とした進路模索の道を一步ずつ踏みしめていくしかないのである。

(14) カール・マルクス『経済学・哲学草稿』城塚登、田中吉六訳、岩波文庫、1964、133頁